濫用的会社分割の問題点

関与できないところで、債務者

Y1がその対価として交付を

その前提を欠くことになる。

から一方的に当該債権の価値が

税理士情報ネット

規定により、従前どおり分割会 異議を述べることができる債権 異議)は、新設分割をする場合、 社に請求できる債権者、すなわ に限ると規定しています。この 者は新設分割株式会社の債権者 会社法第810条 (債権者の

分割会社に残された債務に

義務を履行せず、当該債権者の

①会社法の規定

(3)問題点 を受けることができない。

濫用的会社分割の

が、私的整理手続で本来債務者 在は、「窮境状態にある株式会社 が行うべき債権者に対する誠実 濫用的会社分割の問題点の所 です。 問題点も指摘されているところ 上可能であるという会社法上の

続を考える端緒として、濫用的 会社分割に関する事例をご紹介 したいと思います。 今回は、公平な債権者保護手

④A社は債務超過の状態にある から破産手続等の清算が行わ れる。その結果A社残存債務 に係る債権者はほとんど配当

①新設分割(会社法2条30号) は、その性質上詐害行為取消

②本件会社分割は、無資力のY 1が、その有する無担保の残 存財産のほとんどをY2に承 継させるものであり、

Tax Accountant Information Network System

である分割会社に残された債務 的会社分割により、不採算部門 受けている事実があります。そ 権者保護手続上著しい不利益を すべき事項はあるか。」が掲げ 手続における債権者保護のため して、濫用的会社分割が、制度 の規律について、見直しを検討 回収可能性が奪われるという債 に係る債権者が、実質的に債権 した。 具体的には、「会社分割の この背景には、いわゆる濫用

②A社は新設分割計画書によ ③新設分割の効力発生により、 れるが、B社株式の価値はほ 意的に設定することになる。 とならない非承継債務を当該 から、債権者保護手続の対象 自由に設定することができる り、B社に承継させる債務を B社株式を安価で第三者に売 とんどない。その後、A社は B社株式がA社に割り当てら 債権者に明示することなく恣

断を相当としています。 東京高裁)においても原審の判 また、控訴審 (平22・10・27

阐 魞

権の対象となり得るものと解

公平な債権者保護のために の提訴権もありません(会社法 債権者には新設分割無効の訴え 取ることができず、また、当該 係る債権者は債権者保護手続を 洋子 [目黒] の在り方に存するといえます という債権者保護手続の公平性 どこにあるのであろうか。」(注) 者である株式会社の自由な判断 毀損されることにある。…債務 れる債権者を選別する正当性は で、優遇される債権者と毀損さ

正木

2 事例紹介

(1)071•一部認容•控訴) (その他・2999-6 平22·5·27東京地裁

濫用的会社分割は上記の会社

る規律の見直し」が検討されま

(2)スキームの概略

手続に関して「会社分割に関す

12月22日に開催され、組織再編 部会」の第8回会議が平成22年

828条2項10号)。

法務省法制審議会「会社法制

〈事案の概要〉

することができる。

務に反するものといわなけれ

の場合の概略は次のとおりです。 を組み立てています。新設分割 法の規定を利用しそのスキーム

①A社 (分割会社) の収益を生

みだす重要部門を会社分割に

より新設するB社に承継させ

め、原告の請求を認容しました。 告又が、クレープ飲食事業等を 継した被告Y2に対し、本件会 より設立され、Y1の事業を承 めるとともに、新設会社分割に に対する遅延損害金の支払を求 1911万5040円及びこれ 約に基づく約定損害賠償金合計 本件会社分割の許害行為性を認 償を求める事案です。裁判所は、 本件会社分割の取消しと価格賠 社分割が詐害行為に当たるとし て、詐害行為取消権に基づき、 営む被告Y1に対し、リース契 本件は、リース業者である原 詐害行為取消権に基づき、

上記

阐

魞

10) 64頁以下

①認定事実によれば、 分割自体をとらえて違法なも のということはできず、それ に基づくB1によるB5の法 (格濫用をいう原告の主張は 本件会社

> 03 - 5496 -はデータベース編集室 収録内容に関するお問合せ

立した被告B5に対し、主位的 ともに、Blが会社分割して設 当たる15億円の支払を求めると 基づき、予備的に不法行為又は が、パチンコ店業を営む被告B 1らに対して、残債務の一部に に法人格否認による契約責任に 本件は、原告A債権回収会社

🎾 おわりに

原則を適用して、原告の請求を 部認容しました。 裁判所は、民法の信義誠実の

の金員の支払等を求める事案で 行方を注視していきたいと思い 用的会社分割をめぐる問題点」 する側面が多々あります。その 金融法務事情1902号(20 意味で、法制審議会での議論の (注) 黒木和彰・川口珠青 「濫 会社分割には、税理士が関与

③本件会社分割が詐害行為とし 復の方法としては、本件承継 のであって、その一般財産の り困難になったといえるから、 され、弁済を受けることがよ 共同担保としての価値が毀損 換価等に著しい困難を伴うも 受けたY2の設立時発行株式 し、逸出した財産の現物返還 資産に変動が生じていること て取り消されたときの原状回 は、Y1の債権者にとって、 に代えてその価格賠償を請求 ものと認めることができる。 本件会社分割は Xを 許害する ②本件のBlの対応は、いった れまでの原告との交渉を反故 のものとして、本件株式譲渡 で、B1にもその認識は十分 く損なう結果を招いたもの あるから、本件会社分割を先 求めて継続協議していたので ん原告との間で交渉を開始 たことは、原告の利益を著し 及び本件増資を連続して行っ にするものといえるのみなら 行して実行したこと自体、そ にあったと考えられ、これら し、自らの事業再生に協力を 1の対応は、信義則上の義 、本件会社分割と一連一体

(2)平22・1・14福 岡 077•一部認容•控訴) (その他・2999-6 地

〈事案の概要〉

③本件会社分割自体の効力を否 うべきである。 で、B5がB1と異なる法人 格であることを否認し、B5 様の法的責任は免れないとい は、B1が負担するものと同 とB5を同一視し、その限り て、信義誠実の原則に照ら し、原告との関係では、B1 にかんがみれば、これら一連 定する法的根拠はないこと等 体の手続を全体としてみ

顧問先と会計事務所のNextへ

会計事務所向けERPシステム AGELINK

●システム間の連携を強化し

→ ノヘノム同い座店では短にし、 確実で、スピーディーな事務所業務をマネジメント。●顧問先の業務ごとの進捗状況を自動取得して、ひと目で把握。 ●ワイドディスプレイで快適な業務処理を実現。

●来たるべきクラウド時代の到来に備えたシステム対応。

会計事務所版CRMを実現して、顧問先のあらゆるニーズに究極レベルで対応。

ますます多様化し、高度化する顧問先のニーズ。会 計事務所には、単に顧問先データを管理するだけ でなく、経営情報を多角的に分析し、的確な指導 のもと、顧問先を繁栄に導くことが求められます こうして、顧問先との絆をより強固なものにするこ と。このようなCRM (Customer Relationship Management) の考え方に基づいた事務所経営 が必要になります。ACFLINK NX-Proは、会計事 ム。MJSが長年にわたって培ってきた会計システム の技術とノウハウのすべてを注ぎ込んだ会計プロ フェッショナルのための最強のツールです。

詳しくは今すぐ MJS

MJS 会計事務所向け新製品 「ACELINK NX-Pro発表会

[発表会]13:30~16:00 [展 示]12:30~13:30/16:00~17:00 〈発表会プログラム

会計事務所所長様及び職員の皆様へ

側向JC両足長り

(第188) 顧問先の成長に欠かせない事務所経営の最適化とは ~中小企業のIT化を支援し、中小企業を元気にします~

インターネットでお申し込みください。 http://www.mjs.co.jp/nxseminar

第2部 新製品 ACFLINK NX-Proのご紹介

●広島 6月3日金 広島国際会議場

●高松 6月6日(月) アルファあなぶきホール ●名古屋 6月9日休) ミッドランドスクエア ●沖縄 6月14日火 ザ・ナハテラス

●金沢 6月17日金 ホテル金沢 ■札幌 6月20日(月) 札幌グランドホテル ●福岡 6月21日火) ハイアット・リージェンシー・福岡 発表会に関するお思い合わせに

■さいたま 6月16円(木) 浦和ロイヤルパインズホテル

セミナー事務局 TEL.03-5326-0381



株式会社ミロク情報サービス 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48 階 〒163-0648 TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789